

武蔵村山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

武蔵村山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化の促進、耐震診断実施者に対する耐震改修の促進及び耐震改修事業者の技術力向上を図る取組、市民への情報周知・普及啓発等の実施を図るとともに、住宅の耐震化を更に促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、武蔵村山市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された旧耐震基準の木造住宅とする。

5 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和7年度から令和13年度を実施期間とする。ただし、促進計画の改定並びに国及び都の状況等により、必要に応じて見直しを行う。

6 取組内容

(1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化の促進を図る取組

対象建築物の所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、アクションプログラム実施期間中（令和13年度まで）に全ての所有者に対し、啓発リーフレットを送付する。

(2) 耐震診断実施者に対する耐震改修の促進を図る取組

市の木造住宅耐震診断補助金を活用し、その後改修が行われていない建築物の所有者に対し、啓発リーフレットを送付することにより、耐震化の意識啓発を行う。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上を図る取組

東京都主催による耐震改修事業者の技術力向上に資する講習会を活用し、市ホームページ等で当該講習会を周知することにより、市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術力向上を図る。

(4) 市民への情報提供・普及啓発等の実施

- ① 耐震化に係る本市の補助制度や耐震改修工法等を紹介したパンフレットを市役所窓口等において配布するとともに、市ホームページや市報に掲載し、広く市民に周知する。
- ② 対象建築物の所有者等を対象に、耐震化及び補助に関する相談会を実施する。

7 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る目標を設定するとともに、毎年度の実施及び達成状況を市ホームページにおいて公表する。